

委託仕様書

1 委託業務名称

京都市京セラ美術館 新進作家支援・育成事業等のためのチャリティ・オークション&ガラ・ディナー事業企画推進業務

2 委託目的

長期にわたるコロナ禍の影響を踏まえ、京都市京セラ美術館運営等を支援するため、チャリティ・オークション及びガラ・ディナーを開催し、収益を京都市に対して寄附することとした。京都市をはじめとする有志によって構成された実行委員会が主催し、第一線で活躍する京都ゆかりの現代美術作家をはじめ多くの作家、ギャラリー等にご協力頂き、社交的・社会的な拡がりのあるチャリティ・オークション及びガラ・ディナーを実施する。そこで、受託者には、会場設営、運営、企画推進等の業務を提案し、実行委員会との協働により事業を完遂することを依頼する。

3 委託契約期間

契約締結日から令和5年6月30日まで

4 業務内容及び留意事項

業務内容及び留意事項は別紙1-2を参照すること。

5 推進体制

本業務を行うために、受託者は適切な人材、人員を配置すること。

6 進行管理

本業務着手前に業務実施スケジュールを作成し、事前に実行委員会の承認を受けること。会場計画、演出計画、料飲計画の変更その他重要事項を決定する場合は、事前に実行委員会との協議を経て、実行委員会の承認を得ること。また、実行委員会との協議は、各計画等が変更可能な段階で行うこと。

7 実施条件

- (1) 第三者と売買、貸借、請負その他の契約を締結しようとする場合は、契約内容に応じて京都市契約事務規則に準じた取扱いをすること。
- (2) 委託業務を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用しないこと。委託業務が終了した場合においても同様とすること。
- (3) 労働基準法及び労働安全衛生法その他労働基準関連法を遵守し、長時間労働及び深夜労働の抑制、ハラスメント行為の防止に努めること。
- (4) 作品の著作権及び著作者人格権を尊重して業務に従事すること。
- (5) 委託業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し、コンプライアンスを徹底すること。

8 業務完了報告書

受託者は、業務完了したことを報告書として提出すること（書式自由）。

9 協議事項

本契約書及び本仕様書の定めのない事項並びに本契約書及び本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに本実行委員会と協議を行うものとする。

以上